

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 30 - 近畿 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2018年11月19日

【会社名】 田淵電機株式会社

【英訳名】 TABUCHI ELECTRIC CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 貝方士 利浩

【本店の所在の場所】 大阪市淀川区宮原三丁目4番30号

【電話番号】 06 - 4807 - 3500(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 佐々野 雅雄

【最寄りの連絡場所】 大阪市淀川区宮原三丁目4番30号

【電話番号】 06 - 4807 - 3500(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 佐々野 雅雄

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【今回の募集金額】 第三者割当 3,000,000,000円

(注)募集金額は、発行価額の総額であります。

【発行登録書の内容】

提出日	2018年10月16日
効力発生日	2018年11月1日
有効期限	2019年10月31日
発行登録番号	30 - 近畿 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 3,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合計額(円)		なし	減額総額(円)	なし

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 3,000百万円

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】

- 今回の募集に伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

田淵電機株式会社東京支社

（東京都千代田区神田錦町三丁目18番地3）

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	63,829,787 株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 本発行登録追補書類による当社普通株式（以下「本普通株式」といいます。）に係る募集（以下「本第三者割当増資」といいます。）は、2018年11月19日付で当社取締役会において決議しておりますが、2018年12月7日開催予定の産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）の第3回債権者会議において、当社が策定した事業再生計画案（以下「本事業再生計画案」といいます。）が事業再生ADR手続の全対象債権者（以下「本対象債権者」といいます。）の合意により成立すること、及び、2018年12月18日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）にて本第三者割当増資に係る議案について承認（特別決議）が得られることを条件としております。なお、本臨時株主総会による決議は、会社法第206条の2第4項の定める株主総会決議による承認を兼ねるものであります。また、本第三者割当増資に必要となる全ての許認可等が取得されること（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」といいます。）及び国外の競争法に基づく手続の完了を含む。）を条件としております。
2. 振替機関の名称及び住所
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	63,829,787株	2,999,999,989	1,500,000,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	63,829,787株	2,999,999,989	1,500,000,000

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は1,499,999,989円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
47	23.50	100株	2018年11月19日	-	本臨時株主総会の翌日から2019年1月25日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額については、前記「(1) 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とし、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位にて記載しております。
3. 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格（会社法上の払込金額）の総額を払い込むものとし、
4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当増資は行われな

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
田淵電機株式会社 本店	大阪市淀川区宮原三丁目4番30号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 梅田支店	大阪市北区梅田一丁目11-4-100

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,999,999,989	10,500,000	2,989,499,989

- (注) 1. 発行諸費用の概算額に消費税は含まれておりません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は登録免許税相当額です。

(2) 【手取金の使途】

資金使途	金額(百万円)	支出予定時期
構造改革資金	1,300	2019年1月～2020年3月
設備投資資金	850	2019年1月～2021年3月
運転資金	839.5	2019年1月～2019年3月

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、当社の銀行口座にて管理することと致します。
2. 上記の「支出予定時期」は、本第三者割当増資の払込みが2019年1月に実行されることを前提としております。

構造改革資金

当社は、2011年の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再生可能エネルギー特別措置法）の制定を契機とする太陽光発電に係る需要急増を好機と捉え、2014年までに急速な事業の拡大を達成いたしました。しかしながら、その後、同法に基づく買取価格の低下や規制強化等の政策変更の影響もあって、国内市場の大幅な縮小等の事業環境の大きな変動を受けることとなり、最近では、2期連続で大幅な最終損失を計上するなど経営状況の低迷が続きました。

このような状況を解消し、収益構造の改革と業績の回復を実現するために、国内外での収益性改善を図り、中長期的な成長に向けたキャッシュフローの確保を実現するべく、本事業再生計画案において、以下の事業再構築のための施策を行うこととしています。

(事業再構築のための施策(骨子))

(1) 事業ポートフォリオの見直し

エネルギー・ソリューション事業においては、海外市場から撤退し、OEMを中心とした国内住宅用市場、蓄電ハイブリッド市場へシフト、パワーデバイス事業においては、一部の不採算製品からの撤退により、「選択と集中」を図ります。

(2) 固定費削減

事業ポートフォリオの見直しに伴う、業務の集約、効率化による人件費削減、経費削減を行います。

(3) 営業強化

事業ポートフォリオの見直しに伴い、エネルギー・ソリューション事業においては国内OEM事業への開発・営業リソースの集中。パワーデバイス事業においては、エアコン向けを中心とした既存顧客への営業強化、新規用途市場（車載用等）への参入を図ります。

（４）事業スポンサーとの協業

エネルギー・ソリューション事業においては、パワーコンディショナの拡販、車載用アプリケーションの共同開発並びに販路拡大を目指します。

これらの構造改革施策に要する費用として、本第三者割当増資の手取金の見込額のうち約1,300百万円の支出を見込んでおります。

設備投資資金

当社は、工場設備の更新投資に加えて、生産効率向上及び業務効率向上による収益性改善のため田淵電子工業株式会社のFA化（工場生産工程の自動化）、本社ERPシステム（基幹業務システム）の導入等に設備投資を実施して参ります。この設備投資資金として、本第三者割当増資の手取金の見込額のうち約850百万円の支出を見込んでおります。

運転資金

当社は、上記の 構造改革資金及び 設備投資資金の他に、当面の運転資金として、本第三者割当増資の手取金の見込額のうち約839.5百万円の支出を見込んでおります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要		
名称	ダイヤモンド電機株式会社	
本店の所在地	大阪市淀川区塚本一丁目15番27号	
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長CEO 小野 有理	
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第79期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日） 2018年6月25日 近畿財務局長に提出 四半期報告書 第80期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日） 2018年8月10日 近畿財務局長に提出 （注）割当予定先は、単独株式移転により2018年10月1日付でダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の完全子会社となりました。 上記は当該株式移転以前に割当予定先が提出した有価証券報告書等の提出日を記載しています。	
資本金	2,190,000,000円	
事業の内容	自動車機器、電子機器の製造・販売	
主たる出資者及びその出資比率	ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社 100%	
b 提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	当会社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当会社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	当社製品の売上等の取引があります。	

c 割当予定先の選定理由

当社グループの業績は、前連結会計年度（2018年3月期）において連結営業損失4,361百万円、連結経常損失4,432百万円、親会社株主に帰属する当期純損失8,830百万円、連結貸借対照表の純資産の部は1,277百万円を計上し、当第2四半期連結累計期間においても、連結営業損失1,023百万円、連結経常損失781百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失3,644百万円となり、連結純資産の部は2,546百万円の債務超過となりました。また、同期間の単体の損益の状況は、営業損失1,023百万円、経常損失626百万円、当期純損失2,905百万円を計上し、純資産の部は3,801百万円の債務超過（前事業年度末は822百万円の債務超過）となっております。

この結果、金融機関と締結している一部の借入契約（2018年9月30日現在借入残高3,117百万円）について、同契約の財務制限条項に抵触し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような状況の中、事業構造を抜本的に見直し、事業再生に向けた収益体質の強化と財務体質の改善を早急に図るべく、当社並びに子会社である田淵電子工業株式会社及びテクノ電気工業株式会社は、2018年6月25日付「事業再生ADR手続の正式申込及び受理に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、同日、事業再生ADR手続の取扱事業者である事業再生実務家協会に対し、事業再生ADR手続利用についての正式な申込を行い、同日受理されると共に全お取引金融機関に対して「一時停止の通知書」を送付しました。

その後、7月4日には、事業再生ADR手続の対象債権者となる全お取引金融機関の出席の下、同手続に基づく事業再生計画案の概要説明のための債権者会議（第1回債権者会議）を開催し、全お取引金融機関から「一時停止の通知書」について同意（追認）を得ると共に一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時（会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。）まで延長することにつきご了承を頂きました。

さらに、主要取引金融機関からの資金調達(DIPファイナンス)について、当該借入を行うこと、当該借入に係る債権について優先弁済権を付与すること等についても全お取引金融機関からご了承を頂いております。

加えて、2018年8月6日に第2回債権者会議を、9月7日に同会議の続会を開催し、現時点での事業再生計画案の策定には、今暫くの時間を要する見込みである等の状況報告を行うと共に事業再生計画案の協議を継続して参りました。

そのような中、事業再生計画案の策定にあたって、当社の信用補完及び財務基盤の強化を図り、当社事業を再生するにはスポンサーの支援を受けることが必要不可欠であると考え、当社グループ全体の事業とシナジーが見込める事業会社30社程度及びファンド10社程度に対してスポンサー支援を打診しました。かかるスポンサー探索の結果、一次的な意向表明に至った会社は、僅かに数社でした。そのうち、デューディリジェンスに進んだのは、事業会社2社のみであり、スポンサー支援に係る最終的な意向表明を示したのは、ダイヤモンド電機株式会社(以下「ダイヤモンド電機」又は「割当予定先」といいます。)のみとなりました。そして、9月25日に、ダイヤモンド電機とスポンサー支援に関する合意書を締結し、スポンサー支援に係る具体的な条件面について、本格的な交渉を開始しました。その中で、ダイヤモンド電機からは、当社グループ全体としての事業価値を超える金融債務の放棄のほか、スポンサー支援の前提として、本第三者割当増資については、当社の議決権の過半数を取得すること、及び、当社の経営状況及び財務状況を踏まえた相当な発行価格によることを求められました。上記のとおり当社の事業再生にはスポンサーによる支援が不可欠である状況を前提としつつも、事業再生ADR手続における公平性及び公正性を確保し、かつ当社の全てのステークホルダーにとって最善の事業再生計画とすることを目指し、ダイヤモンド電機の提案について同社及び関係当事者との協議を重ねました。

以上の交渉を経て、当社は、10月16日にダイヤモンド電機と本第三者割当増資を内容とするスポンサー支援に関する契約(以下「スポンサー契約」といいます。)を締結し、同日開催した当社取締役会において割当予定先及び発行予定額を決議しました。その際、本第三者割当増資の発行数及び1株当たりの払込金額等の詳細は、別途、当社及び割当予定先で合意の上、当社取締役会において決議することとしておりました。

その後、当社と同時に事業再生ADR手続利用を申し込み、事業再生実務家協会に受理されていた当社の完全子会社であるテクノ電気工業株式会社(以下「TCN」といいます。)については、2018年11月6日付「連結子会社の異動(株式譲渡)に関するお知らせ」にて公表のとおり、ダイヤモンド電機による本第三者割当増資の実行前にTCNを当社連結グループから除外すべく当社が保有するTCNの全株式をTCNの代表取締役である米倉陸夫氏に譲渡することを決議し、米倉氏と株式譲渡契約を締結いたしました。これを受けて、TCNは、2018年11月6日付で同社の全ての対象債権者との合意により事業再生ADR手続を終了させることといたしました。

さらに、当社は、ダイヤモンド電機と事業再生計画案についても継続協議を行ってまいりましたが、2018年11月7日付「「事業再生計画案」策定、事業再生ADR手続に基づく債権者会議(第2回債権者会議(続会))の開催並びに今後の予定に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、同日、事業再生計画案に関して同社との合意に至り、同日開催の事業再生計画案の協議のための債権者会議(第2回債権者会議)続会におきまして、対象債権者に対して本事業再生計画案の具体的な内容について説明いたしました。本事業再生計画案につきましては、今後対象債権者にご検討いただき、2018年12月7日開催予定の本事業再生計画案の決議のための債権者会議(第3回債権者会議)続会において、対象債権者の合意による成立を目指してまいります。

そして、2018年11月19日、当社及びダイヤモンド電機は、未定となっております本第三者割当増資の発行数及び1株当たりの払込金額等の詳細について合意し、当社取締役会において本第三者割当増資の実施について決議いたしました。なお、本第三者割当増資については、2018年12月7日開催予定の事業再生ADR手続第3回債権者会議において、本事業再生計画案が本対象債権者の合意により成立すること、及び、2018年12月18日に開催予定の本臨時株主総会にて本第三者割当増資に係る議案について承認(特別決議)が得られることを条件とする予定です。なお、本臨時株主総会による決議は、会社法第206条の2第4項の定める株主総会決議による承認を兼ねるものであります。

上記のとおり、当社は非常に厳しい経営状況及び財務状況にあるため、財務内容の改善を図ることが急務となっておりますが、このような当社の状況に鑑み、銀行借入や社債の発行は選択肢となり得ず、資本増強を伴う資金調達を行うことといたしました。また、通常の公募及び株主割当等と比較し、迅速かつ確実性が高い第三者割当増資の方法によることが当社にとって最適な資金調達方法であると判断しております。

スポンサー引受先の選定にあたっては、上記のとおり、複数の候補企業への打診及び交渉を行って参りましたが、ダイヤモンド電機は自動車機器、電子機器の製造・販売を主な事業内容としており、同社の技術基盤は、当社と同じくエレクトロマグネティクス技術やパワーエレクトロニクス技術を踏まえたものであり、その製品群については、当社とコイル製品やパワーコンディショナなどの分野において一定の共通領域を有しています。また、当社が本格的な対応に着手したばかりの車載事業において、長い実績と経験を有しています。

このため、同社とのパートナー支援関係の構築は、今後の事業展開における協業の検討など、当社の競争力と企業価値の向上に資するものであり、当社による本第三者割当増資の引受先として最適なパートナーであると考えております。

本第三者割当増資は、大規模な第三者割当に該当し、相当程度の株式の希薄化が生じますが、本第三者割当増資は、上記のとおり当社が直面している厳しい経営環境への迅速な対応並びに当社の事業構造及びコスト構造の変革の推進を可能とすることにより、当社の業績発展に大きく寄与するものであり、当社の株式価値の向上に資するものと判断いたしております。

(スポンサー契約の概要)

2018年10月16日、当社及び割当予定先はスポンサー契約において以下の内容について合意しました。

- (1) 募集株式の種類 普通株式
- (2) 払込金額の総額 金3,000,000,000円
- (3) 割当先及び割当株式 第三者割当の方法により、全株式を割当予定先に割り当てる。
- (4) 払込期間 下記の臨時株主総会の翌日から2019年1月25日
- (5) その他
 - ・2018年12月に開催予定の臨時株主総会において本第三者割当増資に係る本普通株式の発行その他これに関する議案が承認されることを停止条件とする。
 - ・本第三者割当増資に必要となる全ての許認可等が取得されること(独占禁止法及び国外の競争法に基づく手続の完了並びに金融商品取引法に基づく届出の効力発生(発行登録書の効力発生及び発行登録追補書類の提出を含む。))を含む。)を停止条件とする。

また、スポンサー契約において、当社及び割当予定先は、以下の内容を割当予定先による引受・払込の前提条件とすることを合意しております。

- ・当社が策定する事業再生計画案(本対象債権者からの金融支援をその内容に含むものとする。))が、本対象債権者の同意により成立しており、その内容が本第三者割当増資と矛盾しない内容であり、かつ、割当予定先がその内容について同意していること
- ・本対象債権者が、本事業再生計画案に基づき払込期日までに実行すべき事項を全て実施済みであること
- ・当社の役員(取締役及び監査役をいい、以下本「c 割当予定先の選定理由」において同様とする。))及び当社取締役会長田淵暉久氏が保有する当社の普通株式(但し、担保権の対象となっていないものに限る。))の全てを、払込期日までに当社が無償取得していること
- ・割当予定先の払込を主たる実行前提条件として、割当予定先が同意する内容で当社が当社の主要株主であるTDK株式会社(以下「TDK」といいます。))との間でTDKが保有する当社普通株式を当社に無償譲渡する契約を、払込期日までに締結していること
- ・割当予定先の合理的な判断に基づき、社会通念上相当な役職員の処遇と労働協約の見直し(以下「本件見直し」といいます。))の実行が見込める状況にあること

また、当社は、割当予定先に対して、以下の事項を遵守することを誓約しています。

- ・当社は、払込期日の前後を問わず、本事業再生計画案に盛り込まれる構造改革施策に着手し実行するよう最大限努力すること
- ・当社は、スポンサー契約締結後、直ちに本件見直しに着手し、以後スポンサー契約の定めに従い定期的に、本件見直しの状況等について割当予定先に報告すること
- ・当社は払込期日までに株主総会の招集手続を行い、割当予定先の指名する取締役及び監査役の選任議案を提出して株主総会を開催し、同株主総会において選任された取締役及び監査役が払込期日後速やかに就任するために必要な手続を行うこと
- ・当社は、上記の株主総会の終結時点での役員をして、当該株主総会において選任された取締役及び監査役の就任を停止条件とする役員の辞任届を提出させ、かかる停止条件成就時をもって当該役員を辞任させること

さらに、割当予定先は、当社に対して、以下の事項を遵守することを誓約しています。

- ・割当予定先は、当社との間で、スポンサー契約とは別途、割当予定先を貸付人とし、当社を借入人として、本第三者割当増資が実行されるまでのつなぎ融資としてDIPファイナンス契約(金銭消費貸借契約)の締結について、

必要性、相当性を検討・協議したうえで、締結するよう努力すること（なお、同契約を締結する場合はその具体的な約定について別途協議するものとする。）

d 割り当てようとする株式の数

63,829,787株

e 株券等の保有方針

割当予定先は本第三者割当増資により当社を子会社とし、中長期的な視点から当社株式を保有し続ける意向であることを確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、本第三者割当増資の払込期日から2年以内に普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の直近の有価証券報告書（2018年6月25日提出）及び割当予定先の親会社であるダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社が2018年11月9日付で公表した「上場廃止となった子会社(ダイヤモンド電機株式会社)に関する決算開示について」に記載の売上高、総資産額、純資産額、現預金等の状況を確認した結果、本第三者割当増資の払込みの確実性について特段問題がないものと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先は、2018年9月26日まで東京証券取引所市場第二部に上場しておりましたが、同社の単独株式移転により同年10月1日付でダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の完全子会社となりました。当社は、割当予定先が同年7月6日に同取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書及び同社の完全親会社となったダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社が同年10月1日に同取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書に記載されている反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を同取引所のホームページにて確認しました。また、スポンサー契約において、割当予定先は、当社に対して、割当予定先が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力となんらの協力、資金及び取引関係を有しないことを表明し、かつ、保証しております。以上により、当社は、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断し、これに係る確認書を東京証券取引所に提出しております。

h 特定引受人に関する事項

本第三者割当増資による新株式の発行株式の総数63,829,787株に係る議決権数は638,297個であり、割当予定先が同新株を全て引き受けた場合、割当予定先は、当社の総議決権数の66.90%を保有することとなり、会社法第206条の2第1項に定める特定引受人に該当します。なお、スポンサー契約において、TDKが保有する当社の普通株式の全て（8,000,000株）並びに当社の役員が保有する当社の普通株式の全て及び当社取締役会長田淵暉久氏が保有する当社の普通株式（但し、担保権の対象となっていないものに限る。）の全て（役員持株会名義で保有し無償譲渡が可能な6,000株を含む、合計816,872株）を、払込期日までに当社が無償取得していることが本第三者割当増資の実行の前提条件とされているため、上記の割当予定先が有することとなる議決権の割合は、当該無償取得が実行されたことを前提とした数値であります。

以下は、会社法第206条の2第1項及び会社法施行規則第42条の2に定める通知事項です。

(a) 特定引受人の氏名又は名称及び住所	ダイヤモンド電機株式会社 大阪市淀川区塚本一丁目15番27号
(b) 特定引受人がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数	638,297個
(c) 上記(b)の募集株式に係る議決権の数	638,297個
(d) 募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数	954,160個

(e) 特定引受人に対する募集株式の割当てに関する取締役会の判断及びその理由	後記「6 大規模な第三者割当の必要性 a 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容」をご参照ください。
(f) 上記(e)の取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見	取締役会の判断は、社外取締役の意見と異なりません。
(g) 特定引受人に対する募集株式の割当てに関する監査役の見解	後記「3 発行条件に関する事項 a 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」及び「6 大規模な第三者割当の必要性 b 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程」をご参照ください。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当による募集株式のうち普通株式の払込金額は、1株につき47円であり、本第三者割当に関する取締役会決議の直前営業日（2018年11月16日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（166円）（以下「時価」といいます。）に対しては71.69%のディスカウントとなります。また、取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値の平均値174.96円に対して73.14%のディスカウント、取締役会決議日の直前営業日までの3ヶ月間の終値の平均値170.14円に対して72.38%のディスカウント、及び取締役会決議日の直前営業日までの6ヶ月間の終値の平均値181.87円に対して74.16%のディスカウントとなっております。

当社は、上記「1【割当予定先の状況】c 割当予定先の選定理由」のとおり、2019年3月期第2四半期末において、単体で3,801百万円の債務超過（前事業年度末は822百万円の債務超過）となり、この結果、金融機関と締結している一部の借入契約（2018年6月30日現在借入残高3,117百万円）について、同契約の財務制限条項に抵触、継続企業の前提に重要な不確実性が存在する状況にあります。そのため、事業再生ADR手続において、事業再生計画案を策定し、当社の信用補完及び財務基盤の強化を図っているところです。また、事業再生ADR手続においては、同手続の対象債権者となる全お取引金融機関から事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時までの一時停止にに応じていただいています。

そのような中、本第三者割当増資の実施に当たって、スポンサー引受先として複数の候補企業への打診及び交渉を行って参りましたが、唯一ダイヤモンド電機株式会社から具体的な条件面の提示を頂き、本第三者割当増資の割当予定先として選定しました。

本第三者割当増資の条件を協議する中で、ダイヤモンド電機株式会社からは、本第三者割当増資の払込金額の総額は30億円とすること、本第三者割当増資によりダイヤモンド電機株式会社は当社を子会社化すること、当社に対するデュエリジェンスの結果、1株当たりの払込金額は47円以下とすることが相当であるとの条件が示されました。

この1株当たりの払込金額47円という条件は、上記のとおり、当社普通株式の時価や過去の株価の平均値に対して大幅なディスカウントとなるため、既存株主の皆様への影響も大きくなることは十分に認識しており、当社としては当該金額を引き上げるよう割当予定先に要請を行いました。

一方で、当社は債務超過という非常に厳しい経営状態にあり、割当予定先からのスポンサー支援をいただかない場合には当社の事業再生自体が困難となるおそれがあります。事業の構造改革による収支改善のために財務内容の改善を図ることが急務となっている中において、外部から当社に対して出資を頂くためには、事業再生計画案にご理解を頂きつつ、時価よりも相当程度低い払込金額とせざるを得ない状況であります。この、時価よりも相当程度低い払込金額は日本証券業協会の定める第三者割当の取扱いに関する指針等に照らすと有利発行とせざるを得ないものの、当社としては

事業再生計画案を履行していくために必要となる金額を速やかに調達する必要があります。当社としては、割当予定先以外に候補となり得る増資の引受先が存在せず、銀行借入や社債発行、公募増資等の他の現実的かつ利用可能なより良い資金調達方法はないこと、割当予定先により新株式の引受けがなされなければ債務超過の解消が困難であり、かつ事業の構造改革も実行できずに厳しい収支が継続し、ひいては上場廃止となる懸念も否定できないこと、増資により当面の運転資金を確保することで事業を継続することが可能となること、割当予定先の子会社となることで当社の収益構造の改革と業績の回復を実現することが期待できること、下記のとおり当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関が当社の将来の事業計画を踏まえて算定した当社の普通株式1株当たりの株式価値0円～169円の範囲内であること等を総合的に勘案した結果、当該払込金額による第三者割当増資の実行には合理性があり、株主の皆様のご理解が得られるものと判断し、払込金額1株当たり47円として第三者割当を行うことを決定いたしました。

当該払込金額は、市場価格から乖離した価格となるため、当社は、割当予定先からの提示価格の妥当性の判断の基準として参考とするため、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。）に当社株式価値の算定を依頼し、2018年11月2日付で本株式価値算定書（以下「本本株式価値算定書」といいます。）を取得しております。

ブルータス・コンサルティングは、当社が提供したスタンドアローン・ベース（本第三者割当増資の実行により事業の継続性が確保される前提で、割当予定先との事業シナジーは織り込まない場合）の当社が作成した2023年3月期までの事業計画（（A）当社が単独で実施する構造改革を前提に、確実性の高い営業施策のみを考慮した計画、及び（B）当該計画を基に当社単独の新規施策について追加的に考慮した事業計画）等に基づき、（DCF法：割引率9.654%）を採用し、当社の普通株式1株当たりの株式価値を0円～169円と算定しており、47円の1株当たり払込金額は当該範囲に含まれる金額となります（注）。

当該算定書によれば、企業価値を評価するには、その企業の収益力を評価することが原則であることから、まずは、将来の収益獲得能力を直接的に評価したうえで、固有の性質を評価結果に反映するインカムアプローチを採用するものとされており、また、当該アプローチの中でも、将来の収益力に基づき企業価値を評価する最も論理的な手法であり、かつ、最も広く利用されている評価手法であるDCF法を採用するものとされております。なお、当該事業計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

（注）ブルータス・コンサルティングは、株式価値の算定に際して使用した資料及び情報が、正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証を行っておりません。また、当該株式価値算定は、当社の将来の事業計画が最善の予測に基づき合理的に算定されたこと、及び、未開示の重要事実並びに重大な影響を与える可能性がある偶発債務、簿外債務及び訴訟等が存在していないことを前提としております。

なお、本第三者割当による普通株式の発行は、事業再生ADR手続が成立することを条件としております。また、当該払込金額は特に有利な金額となるため、本第三者割当による新株式の発行については、本臨時株主総会の特別決議による承認を得られることが条件となります。

なお、上記の本株式価値算定書は2018年11月2日付で取得しているところ、これは当初、2018年11月7日付の本事業再生計画案の策定及び同日の事業再生ADR手続に基づく債権者会議（第2回債権者会議（続会））に先立ち、本第三者割当増資の発行数及び払込金額等の詳細の合意することを目指して割当予定先との協議を進めてまいりましたことから、それに先立つ11月2日付での本株式価値算定書を取得したものです。当社といたしましては、本株式価値算定書は当社が作成した2023年3月期までの事業計画を前提条件としてDCF法を採用して算定されており、当該事業計画の内容に本日時点までの変更はないこと、及び、その後の当社の経営状態や株価の推移等を踏まえて、上記の本株式価値算定書の日付以降本日までにその結論に重要な影響を及ぼす事象は生じておらず、その結論は本日時点でも妥当するものであると考えております。

上記払込金額による本第三者割当増資の実行は、会社法第199条第3項及び日本証券業協会が「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」において定める特に有利な金額による発行に該当するとの判断から、当社は、2018年12月18日開催

予定の本臨時株主総会において、株主の皆様から特別決議による承認をいただけることを条件に、払込金額を47円として、本第三者割当増資を行うことと致しました。

なお、当社監査役3名（うち2名が社外監査役）からは、本第三者割当増資の適法性について、概要以下の意見が示されています。

上記払込金額による本第三者割当増資は、当社普通株式の時価や過去の株価の平均値を前提とすると割当予定先に特に有利な金額による株式発行（会社法第199条第3項）に該当すると判断される。また、本第三者割当増資が完了した場合、割当予定先の議決権の所有割合は66.90%となり、割当予定先は会社法第206条の2第1項に定める特定引受人に該当する。しかるところ、本第三者割当増資の実施は、2018年12月18日開催予定の本臨時株主総会にて本第三者割当増資に係る議案について承認（特別決議）が得られることを条件としており、かつ、本臨時株主総会による決議は、会社法第206条の2第4項の定める株主総会決議による承認を兼ねるものとされていることから、かかる本臨時株主総会特別決議による承認が得られることを条件とする本第三者割当増資による株式発行は適法であると判断される。

b 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により、割当予定先に対して割り当てる株式数は63,829,787株、当該株式数に係る議決権数は638,297個であり、2018年9月30日現在の当社の発行済株式総数40,502,649株に係る議決権の数（404,031個）の157.98%（小数第三位四捨五入）となり、既存株主の皆様に対して25%以上となる希薄化が生じることが見込まれます。

しかし、本第三者割当増資により調達する資金は、前述のとおり構造改革資金、設備投資資金及び運転資金に充当する予定であるところ、事業再生ADR手続の下で事業再生に取り組んでいる当社にとって、当社の財務基盤を早期に健全化することに資することになり、ひいては当社の株式価値を高め、既存株主をはじめとする一般投資家の利益にも資するものであると考えております。

確かに、本第三者割当増資によって当社株式が希薄化され、一時的には既存株主の負担が生じることが避けられないところです。しかし、事業再生ADR手続においては、同手続の対象債権者となる全お取引金融機関から事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時までの一時停止に応じていただいております。また、本事業再生計画案において対象債権者となる全お取引金融機関に対しては総額49億4,776万円もの多額の債務免除にご同意いただくことを要請しているところですので、本第三者割当増資による当社株式の希薄化率に鑑みると、既存株主の被る一時的な負担は合理的な限度を超えるものではないと考えております。

したがって、本第三者割当増資における新株式の発行数量及び本第三者割当増資による当社株式の希薄化の規模は、十分な必要性和合理性があるものと判断いたしました。

但し、本第三者割当増資は、上記のとおり既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化を生じさせることを内容としているため、本臨時株主総会において、本第三者割当増資の規模を含めた発行条件について、既存株主の皆様特別決議によるご承認をいただくことを実行の条件としております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資により、割当予定先に対して割り当てる株式数は63,829,787株、当該株式数に係る議決権数は638,297個であり、2018年9月30日現在の当社の発行済株式総数40,502,649株に係る議決権の数（404,031個）の157.98%（小数第三位四捨五入）となり、既存株主の皆様に対して25%以上となる希薄化が生じることが見込まれます。また、割当予定先が、本第三者割当増資の払込みを完了させた場合、割当予定先が当社の親会社となる予定です。

したがって、本第三者割当増資は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意（23 - 6）」に規定する大規模な第三者割当に該当するものであります。

さらに、「1 割当予定先の状況 h 特定引受人に関する事項」に記載のとおり、割当予定先は、本第三者割当増資において特定引受人に該当いたします。

また、スポンサー契約において、TDKが保有する当社の普通株式の全て（8,000,000株）並びに当社の役員が保有する当社の普通株式の全て及び当社取締役会長田淵暉久氏が保有する当社の普通株式（但し、担保権の対象となっていないものに限る。）の全て（役員持株会名義で保有し無償譲渡が可能な6,000株を含む、合計816,872株）を、払込期日までに当社が無償取得していることが本第三者割当増資の実行の前提条件とされており、当該無償取得が実行された場合には、割当予定先は、当社の総議決権数の66.90%を保有することとなります。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に対する 所有議決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総議決権数 に対する所有議決権数 の割合(%)
ダイヤモンド電機株式会社	大阪市淀川区塚本1丁目15番27号	-	-	63,829	66.90
美登里株式会社	兵庫県芦屋市陽光町8-20-1402	2,824	6.99	2,824	2.96
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	1,883	4.66	1,883	1.97
株式会社銭高組	大阪市西区西本町2-2-4	900	2.23	900	0.94
田淵暉久	兵庫県芦屋市	1,214	3.01	809	0.85
ミヨシ電子株式会社	広島県三次市東酒屋町306	635	1.57	635	0.67
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	東京都中央区日本橋1-4-1	625	1.55	625	0.66
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	600	1.49	600	0.63
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	590	1.46	590	0.62
JFEスチール株式会社	東京都千代田区内幸町2-2-3	575	1.42	575	0.60
計	-	9,849	24.38	73,273	76.80

(注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は2018年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。当社は、同日現在、自己株式85,136株を保有しています。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

3. スポンサー契約において、TDKが保有する当社の普通株式の全て（8,000,000株）並びに当社の役員が保有する当社の普通株式の全て及び当社取締役会長田淵暉久氏が保有する当社の普通株式（但し、担保権の対象となっていないものに限る。）の全て（役員持株会名義で保有し無償譲渡が可能な6,000株を含む、合計816,872株）を、払込期日までに当社が無償取得していることが本第三者割当増資の実行の前提条件とされており、上記は、当該無償取得が実行されたことを前提としています。

6【大規模な第三者割当の必要性】

a 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

(大規模な第三者割当を行うこととした理由)

当社は、上記「1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」のとおり、2019年3月期第2四半期末において、単体で3,801百万円の債務超過（前事業年度末は822百万円の債務超過）となり、この結果、金融機関と締結してい

一部の借入契約(2018年9月30日現在借入残高3,117百万円)について、同契約の財務制限条項に抵触し、継続企業の前提に重要な不確実性が存在する状況にあります。そのため、事業再生ADR手続において、事業再生計画案を策定し、当社の信用補完及び財務基盤の強化を図っているところです。また、事業再生ADR手続においては、同手続の対象債権者となる全お取引金融機関から事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時までの一時停止に応じていただき、また、本事業再生計画案において対象債権者となる全お取引金融機関に対しては総額49億4,776万円もの多額の債務免除にご同意いただくことを要請しています。

そのような中、本第三者割当増資の実施に当たって、スポンサー引受先として複数の候補企業への打診及び交渉を行って参りましたが、唯一ダイヤモンド電機株式会社から具体的な条件面の提示を頂き、本第三者割当増資の割当予定先として選定しました。

本第三者割当増資の条件を協議する中で、ダイヤモンド電機株式会社からは、本第三者割当増資の払込金額の総額は30億円とすること、本第三者割当増資によりダイヤモンド電機株式会社は当社を子会社化すること、当社に対するデューデリジェンスの結果、1株当たりの払込金額は47円以下とすることが相当であるとの条件が示されました。

当社は債務超過という非常に厳しい経営状態にあり、ダイヤモンド電機からのスポンサー支援をいただかない場合には当社の事業再生自体が困難となるおそれがあり、財務内容の改善を図ることが急務となっている中において、速やかに本第三者割当増資により割当予定先からの出資を受けることが不可欠であります。また、本第三者割当増資により割当予定先の子会社となり、その下で事業を継続していくことは、当社が直面している厳しい経営環境への迅速な対応並びに当社の事業構造及びコスト構造の変革の推進を可能にし、ひいては、当社の業績発展に大きく寄与するものであり、当社の株式価値の向上に資するものと判断いたしております。

(既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容)

本第三者割当増資により、割当予定先に対して割り当てる株式数は63,829,787株、当該株式数に係る議決権数は638,297個であり、2018年9月30日現在の当社の発行済株式総数40,502,649株に係る議決権の数(404,031個)の157.98%(小数第三位四捨五入)となり、既存株主の皆様に対して25%以上となる希薄化が生じることが見込まれます。また、割当予定先が、本第三者割当増資の払込みを完了させた場合、割当予定先が当社の親会社となる予定です。

当社の取締役会においては、本第三者割当増資の実行について審議を重ね、当社は債務超過という非常に厳しい経営状態にあり、ダイヤモンド電機からのスポンサー支援をいただかない場合には当社の事業再生自体が困難となるおそれがあり、財務内容の改善を図ることが急務となっている中において、速やかに本第三者割当増資により割当予定先からの出資を受けることが不可欠であること、また、本第三者割当増資により割当予定先の子会社となり、その下で事業を継続していくことは、当社が直面している厳しい経営環境への迅速な対応並びに当社の事業構造及びコスト構造の変革の推進を可能にし、ひいては、当社の業績発展に大きく寄与するものであり、当社の株式価値の向上に資すると考えられること等を総合的に勘案した結果、本第三者割当増資は、既存株主の皆様にもご理解をいただくことができるものと考えております。

よって、当社は、大規模な株式の希薄化及び有利発行を伴ってでも、本第三者割当増資を実行することにより、債務超過を解消し、当面の運転資金を確保した上で、本第三者割当増資により割当予定先の子会社となり、その下で事業を継続していくことは、当社が直面している厳しい経営環境への迅速な対応並びに当社の事業構造及びコスト構造の変革の推進を可能にするものであり、既存株主の皆様にとって有益であり、発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると判断いたしました。

なお、2018年11月19日付の当社取締役会決議において、当社社外取締役早野利人氏の意見も上記と異なることを確認しております。

b 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

当社は、当社が債務超過という非常に厳しい経営状態にあること、ダイヤモンド電機からのスポンサー支援をいただかない場合には当社の事業再生自体が困難となるおそれがあること、及び、財務内容の改善を図ることが急務となって

いることを踏まえ、本第三者割当増資の必要性について取締役会において慎重に審議いたしました。その結果、大規模な株式の希薄化及び有利発行を伴ってでも、本第三者割当増資を実行することにより、債務超過を解消し、当面の運転資金を確保した上で、本第三者割当増資により割当予定先の子会社となり、その下で事業を継続していくことは、当社が直面している厳しい経営環境への迅速な対応並びに当社の事業構造及びコスト構造の変革の推進を可能にするものであり、既存株主の皆様にとって有益であり、発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であるとの判断に至りました。

上記、「４ 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当増資は、希薄化率が25%以上となり、また、今回の新株発行が完了した場合に割当予定先が有することとなる議決権の割合は66.90%となり、同社は当社の親会社となる予定であるため、本第三者割当増資は大規模な第三者割当に該当することから、東京証券取引所有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続のいずれかを要することとなります。このため、2018年12月18日開催予定の本臨時株主総会において株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しております。

なお、スポンサー契約において、TDKが保有する当社の普通株式の全て（8,000,000株）並びに当社の役員が保有する当社の普通株式の全て及び当社取締役会長田淵暉久氏が保有する当社の普通株式（但し、担保権の対象となっていないものに限る。）の全て（役員持株会名義で保有し無償譲渡が可能な6,000株を含む、合計816,872株）を、払込期日までに当社が無償取得していることが本第三者割当増資の実行の前提条件とされているため、上記の割当予定先が有することとなる議決権の割合は、当該無償取得が実行されたことを前提とした数値であります。

さらに、会社法第206条の2第4項は、特定引受人による募集株式の引受けについて、総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主による反対通知がなされた場合に、株主総会による承認が必要である旨を規定しておりますが、当社は、本第三者割当増資の重要性に鑑み、当該反対通知の有無にかかわらず、本第三者割当増資に係る募集株式引受契約について株主の皆様にご承認を得ることが適切と判断し、本臨時株主総会の議案として上程することといたしました。

当社監査役3名（うち2名が社外監査役）からは、本第三者割当増資の必要性、発行条件及び発行数量等の合理性について、概要以下の意見が示されています。

当社は2019年3月期第2四半期末において、単体で3,801百万円の債務超過の状況にあり、そのため、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続において、同手続の対象債権者となる全取引金融機関から事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時までの一時停止に応じてもらっており、また、事業再生計画案において対象債権者となる全取引金融機関に対して総額49億4,776百万円の債務免除に同意することを要請している状況にある。このように当社の財務内容の改善を図ることが急務となっている中においては、銀行借入や社債の発行は選択肢となり得ず、通常の公募及び株主割当等と比較し、迅速かつ確実性が高い第三者割当増資の方法によって資本増強を行う必要性が認められる。

また、本第三者割当増資の発行条件及び発行数量については、スポンサー引受先として複数の候補企業への打診及び交渉を行ってきた中で、唯一割当予定先から具体的な条件面の提示がなされたものであり、増資により当面の運転資金を確保することで事業を継続し、当社が直面している厳しい経営環境への迅速な対応並びに当社の事業構造及びコスト構造の変革を推進するとの目的のもと、割当予定先との継続的な協議及び交渉の結果として定められたものである。このように決定された本第三者割当増資の発行条件及び発行数量については、大規模な株式の希薄化及び有利発行を伴うものの、本第三者割当増資を実行することにより、債務超過を解消し、上記の目的の達成を可能にするものであると考えられ、一定の合理性があると判断される。

また、上記の払込金額についても当社が選定した、公認会計士法の規定に準じた特別の利害関係がない第三者算定機関による本株式価値算定書に記載されているDCF法での算定レンジ（0円～169円）に含まれることも勘案し、一定の合理性があると判断される。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第80期（自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日） 2018年 6月28日に近畿財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第81期第 1 四半期（自 2018年 4月 1日 至 2018年 6月30日）2018年 8月10日に近畿財務局長に提出

事業年度 第81期第 2 四半期（自 2018年 7月 1日 至 2018年 9月30日）2018年11月14日に近畿財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の¹有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2018年11月19日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年7月3日に近畿財務局長に提出

1の²有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2018年11月19日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2018年11月12日に近畿財務局長に提出

1の³有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2018年11月19日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2018年11月12日に近畿財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書（1の¹有価証券報告書の訂正報告書）を2018年7月12日に近畿財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2018年11月19日）までの間において変更が生じております。下記の内容は当該「事業等のリスク」の変更部分を記載したものであり、変更箇所は_____ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等中における将来に関する事項は、下記の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本発行登録追補書類提出日（2018年11月19日）現在においても変更の必要はないと判断しております。

<変更前>

(13)継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループの業績は、前連結会計年度において連結営業損失3,333百万円、連結経常損失3,415百万円、親会社株主に帰属する当期純損失5,782百万円、連結貸借対照表の純資産の部は9,905百万円を計上し、当連結会計年度においても、連結営業損失4,361百万円、連結経常損失4,432百万円、親会社株主に帰属する当期純損失8,830百万円となり、連結貸借対照表の純資産の部は1,277百万円となりました。

また、同期間の単体の損益の状況は、前事業年度において、営業損失4,358百万円、経常損失4,068百万円、当期純損失6,433百万円を計上、当事業年度においても、営業損失2,924百万円、経常損失1,986百万円、当期純損失5,624百万円を計上し、貸借対照表の純資産の部は前事業年度末において4,822百万円でしたが、当事業年度末は822百万円の債務超過となりました。

この結果、金融機関と締結している一部の借入契約（2018年3月31日現在借入残高3,981百万円）について、同契約の財務制限条項に抵触しております。その財務制限条項の内容は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等注記事項（連結貸借対照表関係）4 財務制限条項」に記載の通りです。

これらの状況により、重要な営業損失、経常損失及び親会社に帰属する当期純損失の計上、財務制限条項への抵触等といった状況に該当することから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

<変更後>

(13)継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループの業績は、前連結会計年度において連結営業損失3,333百万円、連結経常損失3,415百万円、親会社株主に帰属する当期純損失5,782百万円、連結貸借対照表の純資産の部は9,905百万円を計上し、当連結会計年度においても、連結営業損失4,361百万円、連結経常損失4,432百万円、親会社株主に帰属する当期純損失8,830百万円となり、連結貸借対照表の純資産の部は1,277百万円となりました。

また、同期間の単体の損益の状況は、前事業年度において、営業損失4,358百万円、経常損失4,068百万円、当期純損失6,433百万円を計上、当事業年度においても、営業損失2,924百万円、経常損失1,986百万円、当期純損失5,624百万円を計上し、貸借対照表の純資産の部は前事業年度末において4,822百万円でしたが、当事業年度末は822百万円の債務超過となりました。

この結果、金融機関と締結している一部の借入契約（2018年3月31日現在借入残高3,981百万円）について、同契約の財務制限条項に抵触しております。その財務制限条項の内容は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等注記事項（連結貸借対照表関係）4 財務制限条項」に記載の通りです。

これらの状況により、重要な営業損失、経常損失及び親会社に帰属する当期純損失の計上、財務制限条項への抵触等といった状況に該当することから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような状況を早期に解消すべく、当社は、現在、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続により、関係当事者の合意のもとで事業再生に取り組んでおります。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

田淵電機株式会社

(大阪市淀川区宮原三丁目4番30号)

田淵電機株式会社東京支社

(東京都千代田区神田錦町三丁目18番地3)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。